母里小学校いじめ防止対策基本方針

稲美町立母里小学校

令　和　７　年　４　月

目　　次

はじめに

目　次

１．いじめの基本的な認識・・・・・・・・・・・・・・・・１

（１）いじめの定義
（２）いじめの構造　（４層構造）
（３）いじめの態様
（４）いじめの背景

２．いじめの指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

フローチャート

３．いじめの防止等に関する施策・・・・・・・・・・・・・４

（１）いじめに関する共通認識
（２）未然防止
①指導体制
②教育活動について
③教育相談について
（３）早期発見
（４）情報及び現状認識の共有化
（５）早期対応
（６）ネット上のいじめ
（７）家庭・地域との連携

４．重大事案が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・１１

５．いじめのサイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

６．いじめ発見チェックリストの例・・・・・・・・・・・１５

１．いじめの基本的な認識

（１）いじめの定義

> この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> （いじめ防止対策推進法　第二条）

いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。学校はいじめられている児童の立場に立ち、全力でその児童を守り、問題の解決を図っていかなければならない。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うことに留意するとともに、いじめは「どの児童にも、どこの学校においても起こり得る問題」であることを十分認識する必要がある。

いじめの本質は、形だけでなく、心の痛みにある　→　人権侵害

（２）いじめの構造（４層構造）

A　被害者：いじめられている児童生徒
B　加害者：いじめている児童生徒
C　観　衆：はやしたてる児童生徒（いじめを助長・強化する存在）
D　傍観者：見て見ぬふりをする児童生徒（いじめを黙認・支持する存在）

※直接いじめを実行しないで、いじめをするように影で第三者に働きかける者もいるので注意する。

（３）いじめの態様

①言語的攻撃・・・「言葉」によるいじめは、多くのいじめの出発点である。この段階での気づきや解決が深刻化を防ぐことにつながる。

（例）

- 本人の嫌がるあだ名で呼ぶ。
- 身体や動作について「くさい」「汚い」「ぐず」などの不快な言葉を用いて悪口を言う。
- 「点取り虫」「～と仲がいい」など冷やかしたり、からかったりする。

②身体的攻撃・・・身体に関わる被害があるときは、いじめが進んでいる場合が多く、広範な被害を受けていることを想定して対応する必要がある。

（例）

・わざとぶつかったり、通るときに足をかけたりする。
・肩パンチをしたり、プロレスごっこや武術の技などの練習台にしたりする。
・たたく、殴る、蹴る、つねる等の暴力を振るう。
・靴に画鋲やガムを入れる。
・衣服を脱がせたり、髪の毛を切ったりする。

③社会的攻撃・・・いじめの多くは集団で行われる。当事者だけでなく，集団やクラス全体の実態に合った適切な対応が必要である。

（例）

・仲間はずれにしたり、集団で無視をしたりする。また、仲間はずれにするように第三者に働きかける。
・恐喝、たかり、物を売りつける。ゲームソフトなどを「借りる」と称して返さない。
・持ち物を盗んだり、隠したり、落書きをしたり、捨てたりする。
・使い走りをさせたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。
・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせる。
・パソコンやスマートフォン、携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せる。

（４）いじめの背景

＜学校における要因＞

① 教育的愛情のない指導を繰り返す。
② 一部の児童が認められたり、評価されたりする。単一の尺度で評価する。
③ してよいこと、いけないことの基準が曖昧である。
④ 授業が分かりにくかったり、進度が速すぎたりして学習についていけない。
⑤ 競争関係が激しい。

＜家庭における要因＞

① 基本的な生活習慣や生活態度が十分身に付いていない。
② 家庭が、児童の「安らぎの場」でない。
③ 親子間に心の通い合う場面が少ない。
④ 親がしつけに不安を抱いている。

＜地域社会における要因＞

① 地域全体で児童を育てる意識が少しずつではあるが、低下している。
② 仲間遊び等の経験不足で人間関係づくりが不器用である。

＜社会全体における要因＞

①「いじめは絶対許されない」という意識が不十分である。
② 質なものを排除しようとする傾向がある。
③ 携帯電話、メール、SNS、ブログ、学校裏サイト等大人の目が行き届かない世界が広がっている。
④ 社会全体に人間関係が希薄化してきている。
⑤ 大人の自己中心的でモラルを欠いた行動が児童に影響を与えている。

２．いじめの指導体制

【フローチャート】

問題の発見

【事情調査・確認】
・迅速かつ正確に
・決めつけない、誘導しない

↓

報告・相談

【校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・学級担任・養護教諭等】

↙ ↓ ↘

教委連絡
教委支援体制

初期対応

生徒指導委員会による指導体制の確立

いじめの行為をやめさせる

↓

校長のリーダーシップ、全職員の共通理解、意思統一

児童への指導（個別指導、全体指導）
保護者等への対応（家庭連絡、家庭訪問）

☆被害児童への対応	☆加害児童への指導	☆傍観者への指導	☆地域・マスコミ対応
主 学級担任	主 学級担任、生指担当	主 生指担当	主 校長、（教頭）
副 生指担当、SC、SSW 等	副 学年主任	副 学級担任	副 教育委員会

↓

関係機関との連携
・中央子ども家庭センター
・学校支援チーム
・警　察

事後指導 → **報告書の作成**
事例の蓄積
経験の交流

・関係児童の観察継続
・被害児童への心のケア
・いじめ発見チェックリストの活用
・困りごとアンケートの活用
・Ｑ－Ｕテストの活用

３．いじめの防止等に関する施策

（１）いじめに関する共通認識

①「いじめはどのような場合でも決して許されない」との強い認識をもつ。
②注意深く児童の様子を観察し、児童の発する危険信号を見逃さない。
③いじめられている児童の立場で、親身の指導をする。
④問題を直視し、事実を隠蔽することなく的確に対応する。
⑤家庭・学校・教育委員会・地域社会等、関係者の連携を考える。
⑥いじめ問題は家庭との協力がないと解決に向かわない。

（２）未然防止

①指導体制

１．いじめ対策の達成目標の設定と年間指導計画及び全体指導計画の作成
（定期的な点検・評価及び学校評価の実施）
２．実践的な校内研修
（いじめに係る法令及び具体的事例をもとにした校内研修、児童生徒理解に関する研修、指導援助のスキル研修）
３．教師の役割分担と連携
（各分掌の役割と責任の明確化、養護教諭・ＳＣ・SSW 等の位置づけ）
４．実態把握と情報収集
（異校種間や学校間連携、困りごとアンケートの実施、休み時間・登下校中の実態把握、いじめ発見チェックリストの実施→結果を学年で共通理解、場合によっては対策委員会を開く。）
５．積極的な生徒指導
（お互いの個性を認め合い、尊重しあう態度の育成、ボランティア活動やいじめ撲滅運動など児童主体の活動の推進）

②教育活動について

１．児童の意識啓発
（道徳、学級活動等における人権に関する指導）
２．一人一人の児童を大切にした学級経営
（自己存在感の感得、自己指導能力の育成）
３．学級における人間関係づくりのトレーニング
（ディベート、ロールプレイング等）
４．集団活動や体験活動の推進
（社会性や情操の醸成、ボランティア活動推進）
５．きめ細かな学習指導
（学力遅滞児童へのサポート、わかる喜びのある授業の展開）

③教育相談について

１．体制づくり
（チームでの対応、担任への支援）
２．触れ合いを通じた相談活動
（信頼関係の醸成、教師と子どもの好ましい人間関係の構築）
３．専門的な力量
（予防的教育相談、全教師が指導や相談の担当者）

４．家庭との連携
（保護者への理解と周知、保護者への援助）
５．関係機関との連携
（教育委員会、中央子ども家庭センター、学校支援チーム、警察等）

（３）早期発見

ポ　イ　ン　ト
〇児童の日記や学級ノート、班ノート等の記述、態度や会話などの中から、いじめの兆候がないか等の観察に努める。
〇定期的（学期に１回以上）に学校独自のアンケート調査などを実施するとともに、教育相談日を設ける。
〇教職員間、保護者、地域などから広く情報を収集し、発信に努める。

早期発見の観点として
①教職員一人一人が、人間は共に生きているという原点に立ち返り人権感覚を研ぎ澄ます。
②児童の実態把握のために、困りごとアンケートや個人面談、日常観察、日記、心理テスト等を活用する。
③児童の生活実態把握の情報は、一部の教職員が抱え込むことなく、複数の教職員で確認し、情報を全職員で共有化する。
④日頃から児童一人一人に深い関心を寄せる。
⑤サインを送っている児童の話を親身になって聞き、支える。
⑥養護教諭やスクールカウンセラー等と連携する。
⑦「ネット上のいじめ問題」について、発見した場合には、迅速かつ適切に対応する。

（４）情報及び現状認識の共有化

〇正確な情報収集と正しい現状認識
早期対応で大切なことは、正確な情報を収集することである。その情報を基に、児童がどのような状況にあるのか、学校全体で共通認識を図る必要がある。

ポ　イ　ン　ト
〇アンケートや調査、子どもからの聴き取りなどにより、正確な情報収集と分析を行う。
※アンケート調査については、記入しやすい環境を整えた上で、状況に応じ、記名式、無記名式を選択もしくは併用して実施する。
〇収集した情報を整理・分析しながら、職員間の情報の共有化を図る。
〇子どもの現状について、教職員間の認識の共有化を図る。

①いじめに関する情報は、直ぐに校長・教頭に報告する。
②校長は、正確な情報の収集に努めるとともに、情報を整理して全職員に伝え、情報の共有化を図る。
③プライバシーの保護や人権に配慮し、適切に対応するよう共通理解を図る。
④職員会議等を通して、現状について全職員が共通の認識を持つ。
⑤アンケートの質問票の原本の保存期間は当該児童が卒業するまでとする、
※但し６年生についてはアンケート等とともに中学校へ引き継ぐ。
※アンケートや聴取の結果を記録した文書等の調査報告書は保存期間を５年とする。
〇事実確認（児童からの聴き取り）
①いじめられた子どもの立場に立ち、いじめられた子どもの気持ちを重視する。

②いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
③互いの話を否定せずに最後まで傾聴し、事実を確認する。
④いじめた側と思われる子どもに「いじめをしていないか」と聞かないで、子どもの行為を中立の立場で確認する。
⑤感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけない。
⑥「困っている人がいるので、協力してほしい」というスタンスで対応し、継続した行動観察など、十分な配慮を行う。
⑦「いじめをしていないのに叱られた」と不満が残らないようにする。

（５）早期対応

①いじめの訴えには親身に耳を傾け、被害者を守る姿勢をはっきり示す。
②事実の究明にあたっては、当事者のみならず、保護者や友人からの情報収集等を通じ正確かつ迅速に行う。
③情報整理には、憶測を入れず客観性を重視する。
④まずは、いじめの行為そのものをやめさせることに全力を尽くす。

１．教育的愛情と毅然とした指導

いじめられた児童、その保護者、いじめた側の児童、その保護者に個別に職員が協力して指導を行う。

ポ　イ　ン　ト
〇いじめられた児童とその保護者に対して、「守り抜く」という姿勢を示し、安心感と信頼を与える。
〇誠意をもって適切な情報を提供し、解決への見通しを伝える。
〇いじめた側の子どもに対して、教育的愛情と毅然とした姿勢で指導に当たる。
〇いじめた側の保護者に対して、誠実に対応して理解と協力を求める。

２．いじめられた児童に対して

①正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
②子どもが安心して相談できる場を設定する。
③本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
④いじめ解決に向けた決意を伝え、子どもを徹底して守る姿勢を示す。
⑤スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
⑥家族や外部機関、SSW 等との連携を図る

３．いじめられた児童の保護者に対して

①家庭を訪問し、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
②保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
③情報の正確な連絡と指導についての経過報告を行う。

４．いじめた側の児童に対して

①正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
②子どもが落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。
③自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
④相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
⑤自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。

⑥家庭や外部の関係機関との連携を図る。

５．いじめた側の保護者に対して

①家庭を訪問したり、学校で面談したりするなどして、直接いじめの事実について伝える。
その際、複数の教職員で対応することが望ましい。

②いじめについての事実関係を、冷静かつ正確に伝える。

③一方的に話すことのないよう、十分配慮する。

④保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。

⑤今、対応している事案について、「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の共通理解を図ることが必要。

⑥いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

６．周囲の児童に対して

①周囲の子どもから見た正確な情報の収集を行う。

②いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。

③いじめられた子どもを、集団として支える体制づくりを進める。

７．学級活動、児童会活動において

①子どもたちに、いじめは人として許されない行為であることを呼びかけ、自分たちのまわりにあるいじめについて考えさせる。

②学級活動、児童会活動などの場を通じて、いじめ根絶のために、具体的に子どもたちが何をすればよいのか、話し合う機会を設ける。

③話し合いの結果を整理し、行動化のための具体的計画を作る機会を設ける。

（６）「ネット上のいじめ」

①「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」とは、パソコンやスマートフォン、携帯電話を通じて、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷をインターネット上のＷｅｂサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

②「ネット上のいじめ」の特徴

１．不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

２．インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。

３．インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者に流れたりアクセスされたりする危険性がある。

４．保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童にかかわる掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

③児童への指導　―掲示版等での被害を防ぐために―

ポ　イ　ン　ト

〇掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
〇掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人の特定は可能であること。
〇特に、書き込みが悪質な場合等は、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
〇掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ること。（インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあること）

【児童への対応】

１．いじめられた児童への対応
・学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた児童を守り通す。
・毎日の面談の実施や、緊急連絡先を伝えるなど、いじめられた児童の立場に寄り添った支援を行う。
・学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で取り組む。

２．いじめた児童への対応
・いじめられた児童からの情報だけをもとに安易にいじめた児童と決めつけず、いじめが起こった背景や事情についても、綿密に調べるなどの適切な対応を行う。
・いじめた児童が軽い気持ちで書き込みを行ったり、悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとで指導を行う。

３．全校児童への対応
・児童が「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないよう、情報モラルについての指導を学校全体として計画的に行う。

【保護者への対応】

１．いじめた児童が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、再発を防ぐために、家庭でのスマートフォンや携帯電話、インターネット等の利用の在り方について理解を求める。

２．スマートフォンや携帯電話、インターネット等の必要性･危険性についてしっかり話し合い、必要がない限り持たせないようにし、持たせる場合は、フィルタリングを必ず設定するよう呼びかける。

３．児童のスマートフォンや携帯電話、インターネット等の利用の実態を十分に把握し、「ネットいじめ」に関して、子どもが発する危険信号に十分留意するよう家庭に呼びかける。

【悪質な書き込みへの対応フローチャート】

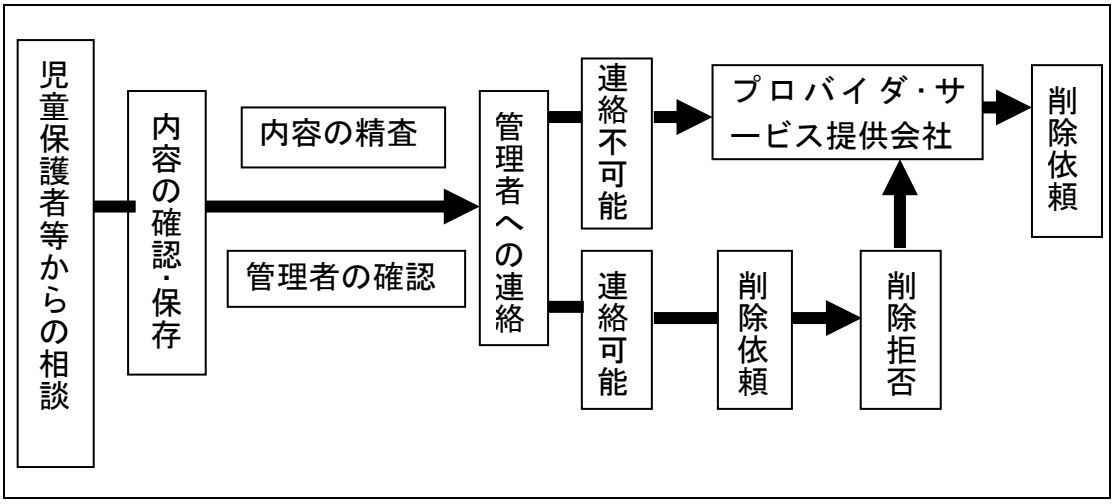

（７）家庭・地域との連携について

①地域ぐるみの対策

（青少年健全育成推進協議会、民生委員児童委員、地域学校協働本部、学校評議員会との連携）

②家庭との連携

（家庭訪問、学校・学級通信等による理解と啓発、ＰＴＡによるいじめに関する研修、授業参観）

③関係機関等との連携

（教育相談機関との連携、社会教育団体との連携、近隣の学校園との連携）

（８）いじめに対する指導体制

【フローチャート】

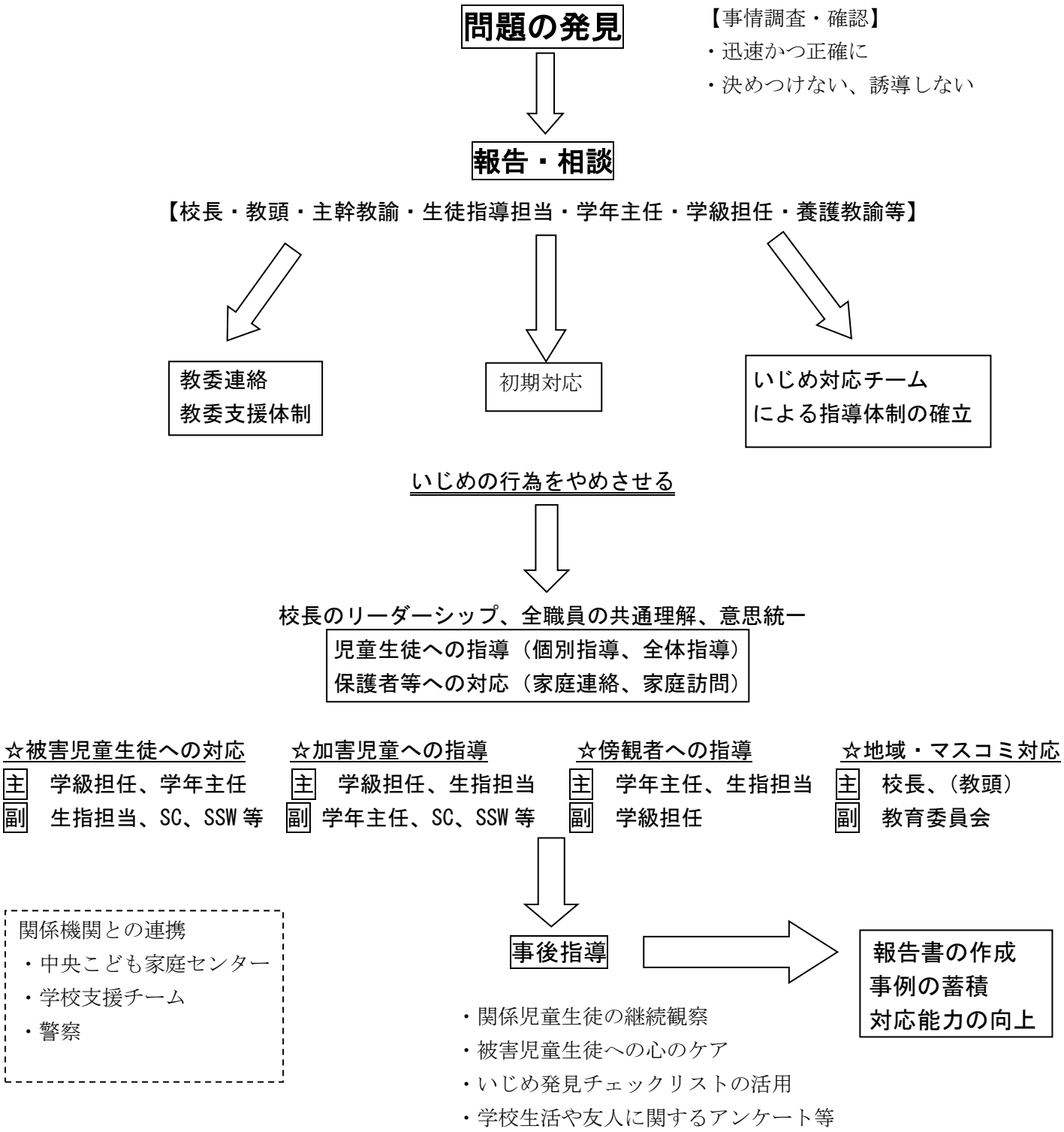

４．重大事案が発生した場合（教育委員会の動き）

教育委員会は、重大ないじめ問題が発生した際に的確に対応するため、外部の専門家による第三者機関として学識経験者等により構成する「いじめ等問題行動対策委員会」を設置する。常設ではなく、教育委員会が「生命に関わる深刻な事案」と判断した場合、対策委員会の開催を要請し、調査、審議して教育委員会に報告する。

（１） 重大事態の発生と調査（法第２８条）

① 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

ア　児童が自殺を企図した場合

イ　身体に重大な傷害を負った場合

ウ　金品等に重大な被害を被った場合

エ　精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第２８条第１項第２号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は、教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を町長に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査は、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第２８条第３項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

④ 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事案であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際にはいじめ等問題行動対策委員会を招集し、これが調査に当たる。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア　いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

イ　いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止い資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

⑥ 調査結果の提供及び報告

ア　いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ　調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

（２） 重大事態発生時対応

【フローチャート】

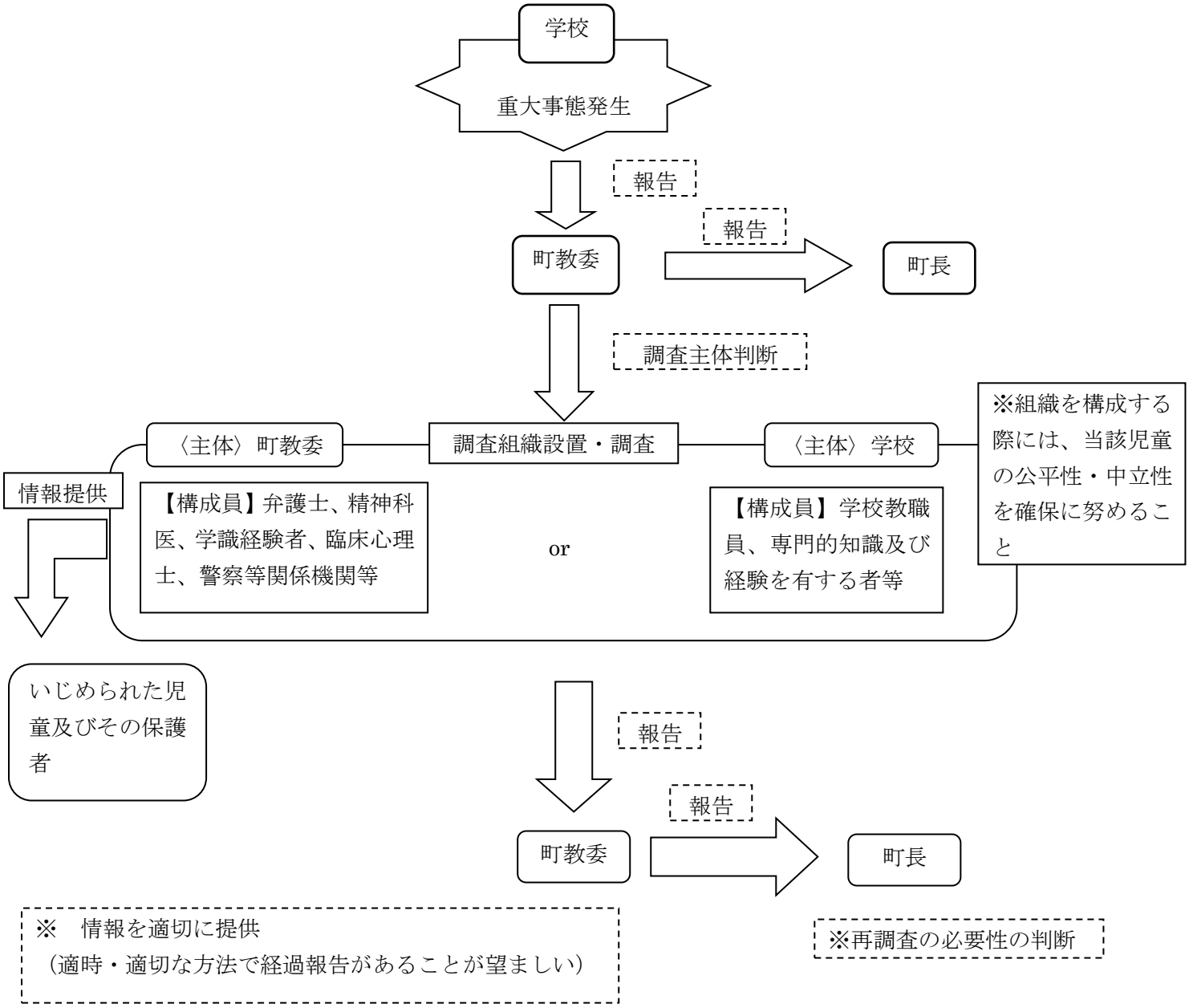

５．いじめのサイン

(1)　登下校
- 集団から離れて登下校している
- 急いで一人で帰宅している
- 他の子のかばんなどを持たされて帰っている

(2)　授業前
- 体調がすぐれないということが多い
- 何となくそわそわして落ち着きがない
- 忘れ物が多くなる
- 一人だけ遅れて教室に入る
- 机、教科書、ノートなどが汚されていたり、落書きされていたりする
- 涙を流した痕がある
- 周囲が何となくざわついている
- 席を替えられている

(3)　授業中
- ひどいあだ名で呼ばれる
- 正しい答えを冷やかされるなど、やじられたりして、みんなの笑いものにされる
- グループ分けで孤立しがちになる
- おどおどして発表をためらったり、うつむいたりしている
- たびたび保健室やトイレに行きたがる
- 頭痛や腹痛を頻繁に訴える
- 席替えなどで特定の児童の隣や、同じ班になることを嫌がる
- ふざけた雰囲気の中で班長などに選ばれる

(4)　休み時間
- 遊びの中で孤立しがちであり、一人でいることが多い
- 用もないのに職員室や保健室に出入りすることが多い
- ドッジボールなどで、集中してボールを当てられる
- 遊び道具の片付けをさせられている

(5)　給食時
- 配膳や後片付けでさけられている
- 食器の中に異物が入れられていることがある
- 給食を残したり、食欲がなくなったりしている
- いつも後片付けをしている
- 当番のとき、嫌がられる仕事をやらされている

(6)　清掃時間
- みんなが嫌がる内容の仕事や分担場所が、特定の児童に割り当てられる
- 一人だけ離れた場所で掃除をしている
- 特定の児童だけが後片付けをしている
- 特定の児童の机やイスだけが取り残されている

(7)　放課後
- 衣服が不自然に汚れていたり、ぬれていたりする
- 用もないのに残っている日がある
- 職員室の周りをうろうろしている
- 靴などが隠されていることがある
- 帰りの会に配布したプリント類が、特定の児童だけにわたらない
- 「一日の反省」で特定の児童だけが追及される

(8)　その他
- 急に無口になったり、言葉遣いが投げやりになったりする
- 使い走りのようなことをさせられる
- 黒板、トイレ、廊下の壁等にあだ名や中傷が書かれている
- 個人の掲示作品に落書きがされたり、破られたりしている
- 班長などを辞めたいと申し出る
- 日記、作文、絵画、ノートの記載などに、気にかかる表現や描写があらわれる
- 家の金を持ち出したり万引きをさせられたりする
- 持ち物や体に触れるのを嫌がられる

いじめ発見チェックリスト

幼児児童生徒の過去（以前）と現在を比べて、その変化をチェックし記録する。
毎月、子ども安全の日にチェックを実施する。

☆個人の行動

個　人　の　行　動　調　査		月 日	月 日	月 日
1	頭痛、腹痛などを訴え、保健室へひんぱんに行く。			
2	理由もなく遅刻、早退を繰り返し、欠席も目立っている。			
3	教室に入らず、職員室周辺で時間を過ごす。			
4	教師にべたべた寄ってきたり隠れるようにして話したりする。			
5	休み時間でもないのにトイレに長く入っている。			
6	仲間に入れず一人でぽつんとしているか､一人で何かしている時間が長い。			
7	無口で、元気がなく、学習意欲や成績が低下している。			
8	授業が始まったら、一人で遅れて教室に入ってくる。			
9	周りの友だちに異常なほどの気遣いをする。			
10	下を向いて、視線を合わせようとしない。			
11	おどおどして、おびえるようになる。			
12	衣服の汚れや破れ、擦り傷が見られる。			
13	給食を残したり、食欲がなくなったりする。			
14	遊びの中で、いつも同じことをやらされている。			
15	一人で掃除や後片付けをしていることが多い。			
16	文字が乱雑になったり、暗い絵が多くなったりする。			
17	笑わなくなったり、元気がなくなったりしている。			
18	以前より、自分の欠点を気にする。			
19	学校や学級の仕事をやめたいと言い出す。			
20	友だちが自分のことを利用していると訴えるようになる。			
21	集団を避け、一人で行動しようとする。			

☆学級全体の雰囲気

学　級　の　雰　囲　気　調　査		月 日	月 日	月 日
1	いやなあだ名をつけられしつこく言われたり、からかいが執拗に続いたりする。			
2	発言すると冷やかしの声があがり、その後発言しなくなる。			
3	教師がほめるとあざけり笑いがあったり、しらけたりする。			
4	ちょっとした事件が起こると、いつもその子のせいにされる。			
5	配布したプリント等が渡っていない。			
6	これまで仲良かったグループからはずされる。			
7	遊びの中でいつも笑い者にされる。			
8	グループ替えなどで最後まで所属するところが決まらない。席替えで、その子の隣に座るのをいやがる。			
9	机や椅子にいたずらされたり、落書きされたりする。			
10	持ち物等がゴミ箱に隠されたりする。個人の物の位置が変わっていたりする。			
11	プロレス遊びや裁判ごっこのようなことに無理やり加えられ、やられ役にされる。			

☆家庭の様子から

家　庭　の　様　子　調　査		月 日	月 日	月 日
1	登校時間になると頭痛などを訴え、登校を渋るようになる。			
2	口数が少なくなり、学校のことや友だちのことを話さなくなる。			
3	外出しなくなり、人におびえるようになる。			
4	「転校したい」「生まれ変わりたい」などともらすようになる。			
5	不審電話や不審メール、嫌がらせの手紙や紙切れがあったりする。			
6	本人の持ち物などが壊されたり、なくなったりする。			
7	メモや日記などに悩みを書き込んであったりする。			
8	衣服の汚れや破れ、擦り傷等が見られる。			
9	家の金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。			
10	イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがない。			
11	家族に対して頑固になる。			
12	助けを求める「うわ言」を言ったり、不眠を訴えたりする。			